

Koriyama Z-LINK（パートナー制度）設置要綱

（目的及び設置）

第1条 次世代を担う若者のまちづくりや地域活動に対する熱意や価値観等の新しい感性を本市のまちづくりや政策及び地域団体、間企業等の事業に活かすことにより、地域全体の活性化を図り、もって若者に選ばれるまち及び時代の変化に対応できる持続可能なまちを目指すため、まちづくり等に対し意欲的な若者をZ世代活躍系のパートナーとする若者自身が主役となり魅力的なまちづくりを推進するKoriyama Z-LINKを設置する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Z世代 1995年4月2日から2010年4月1日までの間に生まれた者をいう。
- (2) Z-LINKパートナー 本事業に登録した者をいう。
- (3) デジタル名刺 ICチップを内蔵したカード型媒体をスマートフォン等で読み取ることで、専用ウェブサイト上のプロフィール情報を表示する仕組みを利用した名刺をいう。
- (4) 個人情報 Z-LINKを通じて市が提供を受けた、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

（職務）

第3条 Z-LINKパートナーは、第1条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 市の政策及び事業に対する意見提供及び情報発信
- (2) 市の審議会等の会議体への委員参画
- (3) 地域団体、民間企業等との連携に関する事項
- (4) その他Z世代活躍系の活動推進に資する事項

（サービス）

第4条 Z-LINKパートナーは、その職務の重要性を自覚し、誠実かつ公正にこれを遂行しなければならない。

2 Z-LINKパートナーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 Z-LINKパートナーは、その職務の遂行に当たっては、この要綱に定めるもののほか、関係法令を遵守し、かつ、市長の指示に従わなければならない。

（登録資格）

第5条 Z-LINKパートナーとしての登録（以下単に「登録」という。）をすることができるものは、次の各号のいずれにも該当しないものであつて、第1条の目的に賛同し本市において活動意欲のあるZ世代とし、出身及び居住地は問わないものとする。

(1) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者。

(2) 前号に掲げる者と密接な関係を有する者

(3) 政治活動又は宗教活動を行う者

(4) 前各号に掲げるもののほか、Z-LINKパートナーとして不相当と認められる者

（登録の申請）

第6条 登録を希望する者は、専用の登録フォームより市長に申請するものとする。

2 登録を希望する者が18歳未満の場合は、保護者の同意を得た上で申請しなければならない。

（登録の承認）

第7条 市長は、前条第1項の登録の申請があった場合、第5条に規定する登録資格を有するかどうかを審査し、登録の承認をするものとする。

2 市長は、前項の規定による承認を行わなかった場合は、遅滞なく、その旨を申請者に通知するものとする。

（報酬等）

第8条 Z-LINKパートナーに対する報酬は、支給しない。

2 市長は、Z-LINKパートナーの活動に資するためデジタル名刺を無償で貸与することができる。

（登録の解除）

第9条 市長は、Z-LINKパートナーが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を解除することができる。

(1) 自己の都合により、辞任を申し出たとき。

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があると認めたととき。

(3) Z-LINKパートナーとして必要な適格性に欠けると認めたととき。

(4) Z-LINKを設置する必要がなくなったとき。

(5) 第4条の規定に違反したとき。

(6) その他市長が必要と認めたととき。

（個人情報の取扱）

第10条 取得した個人情報は、本事業の目的の範囲内で適切に管理するものとする。

（庶務）

第11条 本事業に関する庶務は、市民部において処理する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月29日から施行する。